

公益財団法人静岡市まちづくり公社理事の報酬等に関する規程

平成23年10月27日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡市まちづくり公社（以下「この法人」という。）定款第33条第1項及び第3項の規定に基づき、この法人の理事の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の種類)

第2条 常勤理事の報酬等は、月額報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

2 非常勤理事の報酬等は、日額報酬とする。

(報酬等の上限)

第3条 理事の報酬等は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において支給する。

(常勤理事の月額報酬の支給基準)

第4条 常勤理事の月額報酬は、理事会が別表第1に基づき決定した額を支給する。

2 常勤理事の月額報酬は、その役に就任した日から支給し、辞任等により役を離れたときは、その日まで支給する。

3 常勤理事の月額報酬は、その月の月額を毎月21日に振込にて支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合は、金融機関の前営業日に支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第5条 常勤役員で6月1日及び12月1日に在任する者に対しては期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、別表第2に基づき支給する。

(非常勤理事の報酬の支給基準)

第6条 非常勤理事の報酬は、別表第3に基づき、その都度、現金又は振込にて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する者は無報酬とする。

(1) 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50条）の適用を受ける静岡市職員

(2) 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の適用を受ける者

3 第1項の定めにかかわらず、本人の申し出があったときは無報酬とする。

(支給方法)

第7条 日額報酬は、その都度、現金又は振込で支給する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡市まちづくり公社の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	金 額
常勤理事	月額350,000円以内

別表第2（第5条関係）

手当の名称	支給額
期末・勤勉手当	月額報酬の3箇月分以内

別表第3（第6条関係）

非常勤理事	日額13,000円
-------	-----------